

○厚生労働省令第四十五号

国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）附則第十五条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部を改正する省令

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知）</p> <p><b>第十三条</b> 法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知）</p> <p><b>第十三条</b> 法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各月ごとの被用者保険等拠出対象額及びその内訳 当該月の三月後の月の五日</p> <p>三・四 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。